

建設副産物及び再生資源の取扱い

令和6年4月1日
山口県土木建築部

I 目的

山口県では、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成14年3月国土交通省、以下「要綱」という。）、「建設廃棄物処理指針」（平成23年3月環境省、以下「指針」という。）に基づき建設リサイクルを推進することとしており、本取扱いにより、県の特性と状況を踏まえた具体的な運用を定め、もって県発注の公共工事における建設リサイクルの推進と建設副産物の適正処理を図ることとする。

この取扱いは、山口県土木建築部所管の土木工事に適用する。

II 法令等に関する手続き

1 建設リサイクル法

建設リサイクル法及び関係省令等により適切に手続きを行うこととする。通知手続き方法は平成18年4月20日付平18技術管理第179号「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく公共工事の取扱いについて」によることとし、通知様式及び通知先については、技術管理課ウェブサイト「建設リサイクル法に係る公共工事における手続きについて」(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23412.html>)によること。

なお、概要は以下のとおり。

1) 落札決定後

建設リサイクル法第12条に基づく通知を義務付けられた工事（一定規模以上で特定建設資材を使用又は排出するもの）について、落札者は、説明書（建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等が記載されたもの）及び「建設リサイクル法第13条及び省令第7条に基づく書面」を発注者（契約担当者）に提出し、内容の説明を行う。発注者（工事担当者）は、内容を確認する。

2) 契約締結時

発注者（契約担当者）は、落札者が提出した「建設リサイクル法第13条及び省令第7条に基づく書面」により、解体工事に要する費用等を明記した契約書の内容を確認する。

3) 工事着手前

発注者（工事担当者）は、当該建設工事の施工される区域を所管する土木建築事務所又は市へ、工事着手の前日までに、建設リサイクル法第12条に基づく通知書を提出する。

4) 工事完了時

受注者は、発注者（工事担当者）へ、再生資源利用〔促進〕実施書を提示する。また、これをもって、建設リサイクル法第18条に基づく発注者への報告を行ったものとみなす。

2 資源有効利用促進法

1) 工事着手時

原則として、全ての工事において、施工計画書の添付書類として以下の資料の提出を求めることとする。

- i) 再生資源利用計画書（建設資材搬入工事用）
- ii) 再生資源利用促進計画書（建設副産物搬出工事用・建設廃棄物処理計画書を兼ねる）
 - 注1) 再生資源利用計画書様式に掲載されている建設資材を工事現場に搬入しない場合は「再生資源利用計画書」の、再生資源利用促進計画書様式に掲載されている建設副産物が工事現場から発生しない場合は「再生資源利用促進計画書」の提出は不要とする。
 - 注2) 再生資源利用〔促進〕計画書の作成に当たっては、原則として建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成することとする。COBRISにより作成できない場合は、国土交通省ウェブサイト（https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm）に掲載の「建設リサイクル報告様式」により作成する。
 - 注3) 「指針」及び「要綱」に規定する「廃棄物処理計画書」については、再生資源利用促進計画により兼ね、別途作成は行わないこととする。
 - 注4) 受注者は、再生資源利用〔促進〕計画書を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
 - 注5) 受注者は、確認結果票（建設発生土の搬出に関する関係法令の手続の確認）を作成し、再生資源利用促進計画書の一部として、併せて施工計画書に添付しなければならない。「資源有効利用促進法省令の改正について（建設発生土の搬出に関する関係法令の手続の確認）」（令和5年5月11日付令5技術管理第177号）を参照。

2) 工事完了時

受注者は、以下の書類を発注者に提示する。

- i) 再生資源利用実施書（建設資材搬入工事用）
- ii) 再生資源利用促進実施書（建設副産物搬出工事用）
- iii) 建設廃棄物管理票（マニフェスト）（A, B, D, E票。電子マニフェストの場合は受渡確認票等。）
 - 注1) 再生資源利用計画書様式に掲載されている建設資材を工事現場に搬入しない場合は「再生資源利用実施書」の、再生資源利用促進計画書様式に掲載されている建設副産物を工事現場から搬出しない場合は「再生資源利用促進実施書」の作成は不要とする。
 - 注2) 再生資源利用〔促進〕実施書の作成に当たっては、原則として建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成することとする。COBRISにより作成できない場合は、国土交通省ウェブサイト（https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm）に掲載の「建設リサイクル報告様式」により作成することとし、工事完了後に「再生資源利用〔促進〕実施書」のEXCELデータを提出すること。

Ⅲ 建設副産物の取扱い

1 建設発生土

1) 発生の抑制及び有効利用について

工事の計画及び設計の段階から、盛土切土量の均衡を図るとともに現場内流用が可能な工区設定等を行い発生の抑制に努めること。

また、建設発生土が発生する場合は、原則として50kmの範囲内の他の建設工事へ搬出することとする。

なお、発生土の受入体制が整っていない場合には、一時的にストックヤードに仮置きを

行うなど、総合的かつ計画的に発生土の利用と抑制を検討すること。

2) 区分別の建設発生土の主な利用用途

表-1

区 分 (国土交通省令)	コーン 指数(注) (kN/m ²)	建設発生土の主な利用用途
第1種発生土 (砂、礫等及び これに準ずるもの)	—	・工作物の埋戻し材料 ・土木構造物の裏込材 ・道路盛土材料 ・宅地造成用材料
第2種発生土 (砂質土・礫質土及び これに準ずるもの)	800以上	・土木構造物の裏込材 ・道路盛土材料 ・河川築堤材料 ・宅地造成用材料
第3種発生土 (通常の施工性が確保される 粘性土及びこれに準ずるもの)	400以上	・土木構造物の裏込材 ・道路路体用盛土材料 ・河川築堤材料 ・宅地造成用材料 ・水面埋立用材料
第4種発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの)	おおむね 200以上	・水面埋立用材料

出典：建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
(令和5年3月3日国土交通省令第6号)

(注)所定の方法でモールドに締め固めた資料に対し、ポータブルコーンペネトロメータで測定した指数

3) 建設発生土の処分方法等について

別途通知「建設発生土の取扱いについて」によること。

2 建設廃棄物

1) コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊

①処理方法

表-2

処理形態	処 理 方 法	備 考
現場内利用	搬出の抑制のため、アスファルトコンクリート塊及びコンクリート塊の再資源化（有価物）による現場内利用について検討すること。使用に当たっては、環境部局と調整を行うこと。 ただし、路体等の盛土材への流用は行わない。 また、再生利用が確実な再生材料を他工事へ流用する場合は、個別指定制度を活用すること。	他工事とは発注単位の異なるものをいう。
中間処理施設への搬出	① コンクリート塊 原則、「材料試験されている再生クラッシャーラン」を生産している中間処理施設へ搬出する。ただし、40km以内に該当施設が無い場合（物理的に処理不能な場合を含む）は、その他の中間処理施設へ搬出する。 ② アスファルトコンクリート塊 原則、再生アスファルト混合物を生産している中間処理施設へ搬出する。ただし、40km以内に該当施設がない場合（物理的に処理不能な場合を含む）は、その他の中間処理施設へ搬出する。	
最終処分場への搬出	現場内利用や中間処理施設への搬出ができない場合に限り、最終処分場へ搬出する。	

②積算上の取扱い

(1)中間処理施設への搬出

(起工時)

選定した処理方法に応じた中間処理施設へ搬出するものとして、条件明示する。

中間処理施設が複数ある場合は、受入状況、経済性を考慮の上、決定すること。

i) 積込費、運搬費及び受入価格を計上する。

ii) 受入価格は、「産業廃棄物処理施設受入価格一覧表」(別途通知)によること。

なお、「産業廃棄物処理施設受入価格一覧表」の受入料金には、受入れた廃棄物の一部を最終処分する場合の産業廃棄物税を含む。

(変更時)

起工時に選定した中間処理施設が、物理的に処理不能(空き容量がない場合等)の場合は、他の中間処理施設の受入状況を調査の上、変更すること。

※選定した中間処理施設は、積算上の取扱いであり、実施にあたっては、廃棄物処理法の許可を受けた他の中間処理施設への搬入は可(選定した処理方法が同じものに限る)とするが、設計変更の対象としない。

(2)最終処分場への搬出

原則、最終処分場への搬出は行わないが、有害物質等の付着により再資源化ができない場合に限って搬出できるものとする。なお、搬出に当たっては、廃棄物処理法に基づき適正に処理すること。

受入価格は、「産業廃棄物処理施設受入価格一覧表」(別途通知)、又は見積によること。

また、最終処分場へ搬出する場合、「産業廃棄物税の導入に伴う設計積算上の取扱いについて」(平成16年2月18日付監理第1209号)により、産業廃棄物税を適正に計上すること。

③仮置き

一時仮置き等をする場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則」第8条(産業廃棄物保管基準)によること。

仮置きヤード等周辺環境により処置方法が異なるため、所管の環境保健所に照会の上、必要な処置を講ずること。

また、これに必要な防護柵等に要する費用については、仮設工として直接工事費へ計上すること。

2)建設発生木材〔解体木くず、新築木くず、伐採木、伐根等〕

①処理方法

建設発生木材を工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化を行う中間処理施設へ搬出する。

ただし、工事現場から50km以内に該当する中間処理施設がない場合、又は以下の(1)及び(2)の条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減(焼却)とすることができる。

(いずれも、産業廃棄物の中間処理業の許可を有した施設で処理すること。)

(1)工事現場から中間処理施設までその運搬に用いる車両の通行できる道路が整備されていない場合

(2)縮減をするために行う運搬に要する費用の額が中間処理施設までの運搬に要する費用の額より低い場合

なお、維持管理工事(形状の変更を伴うものは除く)や断面が固定された河川等(コンクリートの三面張、河床に根固ブロックが設置されている等)の浚渫から排出される伐採木、剪定枝、刈草等は一般廃棄物に該当するので、一般廃棄物の中間処理業の許可を有した施設または、市町(広域市町村圏)の処理施設(焼却場等)に搬入すること。なお、運

搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に留意すること。

②積算上の取扱い

(コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊の扱い)と同様とする。

③仮置き

(コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊の扱い)と同様とする。

3) 建設汚泥

①処理方法

「建設汚泥再生利用マニュアル〔中国地方版〕」(平成20年5月：中国地方建設副産物対策連絡委員会、以下「汚泥マニュアル」という。)等を参考として、脱水、固化等中間処理を行い埋戻し材料等に再生利用する。

なお、再生利用を図る場合には、浸出液のPH、浮遊物質等に十分注意し生活環境保全上支障のないよう適切な処置を行うとともに、自ら利用の場合を含めて個別指定制度を活用することとしており、事前に県の廃棄物担当部局(各環境保健所)に相談すること。

また、再生利用先が確保できない場合には、「産業廃棄物処理施設受入価格一覧表」を参考に、再資源化を行う中間処理施設へ搬出すること。

②積算上の取扱い

中間処理施設及び最終処分場に搬出する場合は、(コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊の扱い)と同様とする。

③仮置き

(コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊の扱い)と同様とする。

4) その他の建設廃棄物

①処理方法

コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊以外ののがれき、金属くず、廃塩化ビニル管・継手、廃プラスチック、廃石膏ボード、紙くず等についても分別解体及び再資源化に努め、再資源化できないものは適切な方法で縮減するなど、再資源化等と建設混合廃棄物の発生抑制に努め、廃棄物処理法等、関係法令に基づき適正に処理すること。

②積算上の取扱い

積算上の取扱いは、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊の取扱いに準じ、適切に積込・運搬費、受入費等を計上すること。

IV 再生資材の利用

1 コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊の再生資材用途別利用範囲

再生資材の使用に当たっては品質管理及び供給の体制が確立された再生資源施設から下表の利用用途を参考に積極的な利用につとめること。

なお、本取扱いは、建設産業以外の副産物を使用した再生資材の活用を妨げるものではない。

表-3

再生資材	再生コンクリートの主な利用用途	再生アスファルトコンクリートの主な利用用途
再生クラッシャーラン	道路舗装及びその他舗装※の下層路盤材 土木構造物の裏込め材及び基礎材 注1) 建築物の基礎材	注2)
再生コンクリート砂	工作物の埋戻し材料・基礎材	
再生粒度調整碎石	その他舗装※の上層路盤材料	
再生セメント安定処理路盤材料 再生石灰安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装※の路盤材料	
再生加熱アスファルト安定処理混合物		道路舗装及びその他舗装※の上層路盤材料
再生加熱アスファルト混合物（表層用・基層用）		道路舗装及びその他舗装※の基層用材料及び表層用材料

出典：建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（令和5年3月3日国土交通省令第6号）

※その他舗装とは、駐車場の舗装及び建築物等の敷地内の舗装をいう。

注1）再生クラッシャーランの利用範囲として、①補強土壁工法の背面フィルター材②補強土壁工法の排水ブランクット材③透水性舗装の路盤材についても活用を図ることとする。なお、暗渠排水管（排水ドレーン）のフィルター材については目詰まり防止の観点から新材の単粒碎石を標準とする。

注2）品質確保を図る観点から、再生クラッシャーランについては、当面、コンクリート殻のみから製造したものをを使用することとする。

注3）再生資材は撤去する場合には産業廃棄物に該当することから、仮設等で使用し撤去する場合には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に則り適切な処分を行う必要があることに留意すること。

2 適用する品質基準及び指針等

- ・ 山口県土木工事共通仕様書
- ・ 山口県土木工事施工管理基準
- ・ コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（平成28年3月31日国官技第379号）
- ・ 舗装再生便覧（平成22年11月（社）日本道路協会）

3 再生クラッシャーランの取扱い

1) 材料承諾

材料使用承諾願に補足材の混入率を記入し確認する。補足材の量は、リサイクル法の主旨を踏まえて、必要な品質を確保するための必要最小限の量とすること。

添付する資料

- ・ 製造元の産業廃棄物処分量の許可の写しに許可を受けた業者の押印をしたもの
- ・ 材料試験結果の添付

2) 材料試験の試験項目等

公的機関又はこれに準ずる試験専門機関（試験成績表の発行ができる機関）において、

過去1年以内の材料試験結果によること。

また、材料試験を行った製品のサンプルの保管及び陳列を義務付けることとし、材料に著しい変化がみられる場合は新たに試験を実施し試験成績資料の提出を求めることとする。

1. 粒度(JIS A 1102)
2. すりへり減量(JIS A 1121)
3. 修正CBR※
4. 塑性指数(JIS A 1205)※
5. 突固め試験※

※印は、路盤工として使用する場合で、利用用途等必要に応じて実施すること。

3) 積算用単価

山口県設計労務・資材単価表によることとするが、単価設定がない再生資材については、見積等によること。

4) 搬入時の取扱い

異物等(木片、レンガ、瓦等)が混入している場合は、除去するか、又は使用しないこと。

4 再生加熱アスファルト混合物の取扱い

1) 再生加熱アスファルト混合物(改質Ⅰ・Ⅱ型を除く)の再生骨材混入率は20%以上、再生改質Ⅰ・Ⅱ型の再生材混入率は10%を標準とする。

但し、使用に当たり以下の取扱いについて留意すること。

(1) 特殊な機能を伴う混合物で再生骨材を使用しない混合物は、以下のとおりとする。

- ・開粒度アスコン(半たわみ性舗装、透水性舗装)
- ・排水性舗装用混合物
- ・脱色バインダーを使用した混合物
- ・アスカーブ用混合物
- ・グースアスファルト混合物
- ・ロードアスファルト混合物

(2) その他

特殊混合物については別途事業主管課と協議すること。

2) 再生加熱アスファルト混合物の品質試験項目

1. アスファルトコンクリート再生骨材の品質試験
2. 再生用添加剤の品質試験
3. 再生アスファルトの品質試験
4. 再生加熱アスファルト混合物の配合試験
5. 試験練り
6. 再生加熱アスファルト混合物の品質試験

3) 積算用単価

山口県設計労務・資材単価表によることとするが、単価設定がない再生資材については、見積等によること。

4) 再生加熱アスファルト混合物の材料承諾

アスファルト混合物事前審査制度を導入したプラント以外については、土木建築部が承認したアスファルトプラントであること。

5 建設汚泥再生品の取扱い

1) 「汚泥マニュアル 2.3建設汚泥処理土利用技術基準」に基づき建設資材として建設汚泥再生品(建設汚泥を改良した「建設汚泥処理土」等)の利用が可能な工事については、そ

の積極的な利用に努めること。

2) リサイクル認定品等の利用を図ること。

建設汚泥再生品の利用に当たっては、発注者は、処理土等が満たすべき品質基準、生活環境保全上の基準等を設計図書に明示するとともに、これらの基準等を満足していることを確認すること。また、受注者は、利用用途に応じた適正な施工管理を行うこと。

V 適用

令和6年4月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用する。

参考

1 建設リサイクル法第18条に基づき報告が必要となる項目

建設リサイクル法第18条に基づき、受注者の報告が必要となる項目（①再資源化が完了した年月日、②再資源化等をした施設の名称及び所在地、③再資源化等に要した費用）の記載箇所は以下のとおり。

1 / 2 建設副産物情報交換システム 工事ID: []

様式1・イ 再生資源利用計画書 —建設資材搬入工事用— 「建設リサイクルガイドライン」、 「建設リサイクル法第11条通知別表」 対応版-

1. 工事概要

発注機関名 [] 発注機関コード+1 [] 発注担当者 [] 発注担当者チェック欄 []
 法人番号 [] 請負会社名 [] 建設業許可または解体工事業者種別 [] 請負会社コード+2 [] 記入年月日 []年[]月[]日
 会社所在地 [] TEL [] 工事責任者 []
 E-mail [] 調査票記入者 []

工事名 [] 工事種別コード+3 [] 請負金額 []万円 (税込み) 左記金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 []万円 (税込み)
 工事施工場所 []都道 []市区町村 [] 住所コード+4 [] 工期 []年[]月[]日から []年[]月[]日まで

再資源化等が完了した年月日 []年[]月[]日

2. 建設資材利用計画

分類	小分類 コード+5	規格	建設資材 (新材を含む全体の利用状況)		左記のうち、再生資材の利用状況		再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元 種別 コード+8	工事条件 内容 コード+9	再生資材の供給元場所住所	住所コード+4	再生資源 利用率 B/A×100
			主な利用用途 コード+6	利用量(A) 小数点第三位まで	再生資材の名称 コード+7	再生資材利用量(B) 小数点第三位まで						
特定建設資材	コンクリート			トン		トン						9%
	合計			トン		トン						9%
	砕石			トン		トン						9%
	合計			トン		トン						9%
その他の建設資材	砕石			トン		トン						9%
	合計			トン		トン						9%
	砕石			トン		トン						9%
	合計			トン		トン						9%

コード+6: 建設資材の分類 (コンクリート、砕石、土砂、アスファルト・モルタル、木材、その他)
 コード+7: 再生資材の名称 (再生コンクリート、再生砕石、再生土砂、再生アスファルトモルタル、再生木材、その他)
 コード+8: 再生資材の供給元施設 (1. 再生工場、2. 建設現場、3. 再生工場、4. 再生工場、5. 再生工場、6. 再生工場、7. 再生工場、8. 再生工場)
 コード+9: 再生資材の供給元場所住所 (1. 再生工場、2. 建設現場、3. 再生工場、4. 再生工場、5. 再生工場、6. 再生工場、7. 再生工場、8. 再生工場)

③再資源化等に要した費用

左記金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用
千百十 億 万 万 万 万 1万円未満四捨五入
[] 万円 (税込み)

①再資源化が完了した年月日

再資源化等が完了した年月日
令和 []年 []月 []日

様式2・ロ 再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2. 建設副産物搬出計画

③: 再資源化等をした施設の名称及び所在地

建設副産物の種類	①発生量 (単位等) =②+③+④ 小数第2位まで	現場内利用・減量			現場外搬出について										再生資源利用促進率 ②+③+④ ① (%)			
		現場内利用		減量化	搬出先名称		搬出先場所住所		距離		④現場外搬出量		うち現場内改良分	⑤再生資源利用促進量				
場外搬出時の性状	②利用量 =②+③+④ 小数第2位まで	③減量化量 =③ 小数第2位まで	④減量化量 =④ 小数第2位まで	②+③+④ 小数第2位まで	2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分 どちらかに○を付けて下さい	施工条件の内容 コード*12	〒	市	区	町	丁目	番	号	④現場外搬出量 小数第2位まで	うち現場内改良分 小数第2位まで	⑤再生資源利用促進量 小数第2位まで	
コンクリート塊	トン				搬出先1	公共 民間							km		トン	トン	トン	9%
再生木材A (例: 2×4, 2×6, 2×8, 2×10, 2×12)	トン				搬出先2	公共 民間							km		トン	トン	トン	9%
再生木材B (例: 2×4, 2×6, 2×8, 2×10, 2×12)	トン				搬出先1	公共 民間							km		トン	トン	トン	9%
アスファルト・コンクリート塊	90,000 トン	0,000 トン	0,000 トン	0,000 トン	搬出先1	公共 民間	1						2,151 km	4	90,000 トン	0,000 トン	90,000 トン	100.0 %
その他残材類	トン				搬出先2	公共 民間							km		トン	トン	トン	9%
再生木材C (例: 2×4, 2×6, 2×8, 2×10, 2×12)	トン				搬出先1	公共 民間							km		トン	トン	トン	9%
建設汚泥	0,010 トン	0,000 トン	0,000 トン	0,000 トン	搬出先1	公共 民間	3						2,010 km	5	0,010 トン	0,000 トン	0,010 トン	100.0 %
金属くず	トン				搬出先2	公共 民間							km		トン	トン	トン	9%
再生化ビニル管・継手	トン				搬出先1	公共 民間							km		トン	トン	トン	9%
再生プラスチック (再生化ビニル管・継手を除く)	トン				搬出先1	公共 民間							km		トン	トン	トン	9%
再生石膏ボード	トン				搬出先1	公共 民間							km		トン	トン	トン	9%
紙くず	トン				搬出先2	公共 民間							km		トン	トン	トン	9%
70系 (紙くず)	トン				搬出先1	公共 民間							km		トン	トン	トン	9%
その他の分別された廃棄物	トン				搬出先1	公共 民間							km		トン	トン	トン	9%
再生資源物 (再生資源物)	トン				搬出先2	公共 民間							km		トン	トン	トン	9%
第一種 建設発生土	720,000 地山m ³	0,000 地山m ³	0,000 地山m ³	0,000 地山m ³	搬出先1	公共 民間	1						3,333 km	10	720,000 地山m ³	地山m ³	地山m ³	0.0 %
第二種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1	公共 民間							km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	9%
第三種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先2	公共 民間							km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	9%
第四種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1	公共 民間							km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	9%
第五種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先2	公共 民間							km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	9%
資源土以外の土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1	公共 民間							km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	9%
資源土 (資源土を除く)	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1	公共 民間							km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	9%
合計	720,000 地山m ³														720,000 地山m ³	地山m ³	地山m ³	9%

コード*10
1. 砕石
2. 表込材
3. 埋戻し材
4. その他

コード*11
1. 積置
2. 脱水
3. 天日乾燥
4. その他

コード*12
【搬出先について】
1. A指定処分
(搬出時に指定されたもの)
2. B指定処分(もしくは準指定処分)
(搬出時には指定されていないが、搬出後に処分変更し指定処分とされたもの)
3. 自由処分

コード*13
【建設廃棄物の場合】
1. 発掘
2. 他の工事現場
3. 広域認定制度による処理
4. 中間処理施設(アスファルト合材プラント)
5. 中間処理施設(合材プラント以外の再生資源化施設)
6. 中間処理施設(サーマルサイクル)
7. 中間処理施設(単独焼却)
8. 廃棄物最終処分場(海面処分場)
9. 廃棄物最終処分場(内陸処分場)

【建設発生土の場合】
1. 発掘
2. 他の工事現場(内陸)
3. 他の工事現場(海面)
ただし、廃棄物最終処分場を除く
4. 土質改良プラント
5. 工事予定地・仮置場・ストックヤード
(再利用の目的がある場合)
6. 工事予定地・仮置場・ストックヤード
(再利用の目的がない場合)
7. 採石場・砂利採取場等(旧事業)
8. 産業地帯最終処分場(覆土としての受入)
9. 産業地帯最終処分場(覆土以外の受入)
10. 土捨て場・残土処分場

※ 6, 9, 10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。